

指定自動車整備事業自主点検票チェック要領

1. 事業場の平面図（作業工程・主要設備機器配置図）と実際の各作業場等とを見比べて、変更等がないかを確認する。
2. 変更があったときは、事業場の平面図（作業工程・主要設備機器配置図）が実際のレイアウトに合うように変更を行う。

このとき、屋内現車作業場、車両置場等に変更があっても、特に届出の必要はないが、完成検査場の位置、面積又は自動車検査用機械器具の名称、型式、数に変更があった場合は、その事由が生じた日から30日以内に関東運輸局長に届出ることが規定されている。

また、屋内現車作業場等を変更するにあたり、認証の車両整備作業場、点検作業場、部品整備作業場が変更となる場合は、認証の変更届も同時に行うことが義務付けされている。
3. 指定工場の工員は、常時、点検・整備作業に直接従事している者で、最低5名以上。また、工員に対する整備士の保有率が1/3以上と定められています。
4. 事業場の組織図を確認し、事業場の現状とあっているか、直近の変更日はいつかなどを確認する。
5. 管理規程を確認してポイントを担当者に質問したり、理解度を確認する。

また管理規程の内容が必要により改定されていることを確認する。

（直近の法令・省令・通達等の改正内容が必要により盛り込まれていることを確認する。）
6. 組織図の改定、指定自動車整備事業者監査カードの改定、社内規程による任命書等の交付状況を確認する。
7. 事業場の入口等、公衆の見やすいように掲示されていることを確認する。
8. 法定研修資料、振興会・支局等の会報、保安基準関係図書の備え付け状況について確認する。
9. 法定点検の料金表を事務所等の依頼者の見やすい位置に掲示する。

このとき、ある程度、車のグレード別に表示されていることを確認する。

また、整備の内容及び必要性を説明した上で、料金を記載した書面（概算見積書）を依頼者に確実に交付しているか。また控が確実に保管されていることを確認する。
10. 受注票や指定整備記録簿を確認し、依頼事項や要望等が記録されていることを確認する。また、納車時に結果が説明されていることも聴取により確認する。

11. シビアコンディション・特殊な構造装置を理解し、依頼者に説明して了解を得てから実施していることを確認する。
12. 現場において現車に指定整備記録簿が用意され、作業指示書としての機能を果たしていることを（作業指示、依頼事項の転記など）を確認する。
13. 点検の結果及び整備の概要欄の必要項目に記載漏れ等がないことを確認する。
14. 自動車検査員又は整備主任者等が行っていることを確認する。
15. 追加整備が発生したときの処理要領を聴取し、問題がないことを確認する。
また、不正改造車については、社内規程に基づき構造変更や復元等適切な処理がなされており、写真等指定整備記録簿に添付されていることを確認する。
16. 指定整備記録簿に出された作業指示通りに作業され、作業指示と同じ作業記号が整備概要として記載されていることを確認する。
17. 追加整備についてはユーザーの了解後確実に作業指示が行われ、確認内容が記録簿等に記載されていることを確認する。
18. 自動車検査員又は整備主任者等が行っていることを確認する。
19. 自動車検査証の記載事項と現車との内容に相違がないことを確認する。
（特に指定部品等の取扱いに注意する。）
また、車台番号の石刷り等を取り、記録簿に貼付している事業場では、その石刷りも確認する。
20. 検査用機器等による検査欄及び目視等による検査欄を、指定自動車整備事業規則第8条に基づき検査が行われ、その記録が確実にされていることを確認する。
21. 自工場で選任されている自動車検査員によって検査が行われ、記名欄に氏名が記載されていることを確認する。
22. 自動車検査員は検査を公正・確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業は、軽微なものを除き行っていないことを確認する。
23. 検査用機器による検査が確実に行われ、保安基準に適合している数値等が記載されていることを確認する。

24. 社内再検車両があった時は、再整備・再検査が適切に行われたことを確認する。
25. 自動車検査員選任・辞任届を関東運輸局長あてに15日以内に届出し、組織図、監査カードも変更を行っていることを確認する。
26. 自動車検査員研修会を受講しているか、整備士手帳等により確認する。
27. 完成検査場に自動車検査員の氏名が掲示されていることを確認する。
28. 保安基準に適合する旨の証明時に使用する印鑑が、他の業務等に流用されないよう自動車検査員が確実に管理していることを確認する。
29. 自動車検査員に与えられている職務権限が、全従業員に周知され、必要に応じて事業場内に掲示されていることを確認する。
30. 点検者、作業者記名欄の名前が、自工場の従業員であることと、車台番号の石刷り等により自工場に入庫し、作業したことを確認する。
31. 自動車検査証の記載事項と現車が同一であることを確認する。
32. 指定整備記録簿で点検の結果及び整備の概要欄に空欄等がないことを確認し、また、記載内容と請求書の整合性を見比べて整備が行われたことを確認する。
33. 検査用機器による検査欄の数値等に間違いなどがなく、その都度記載していることを確認する。
34. 作業者欄により担当者を確認し、その担当者にどの程度の作業を行ったか聴取し、その後自動車検査員にも作業範囲を確認する。
35. 目視等による検査や検査機器による検査の全てを、自動車検査員が行っていることを聴取等により確認する。
36. 保安基準適合証等の証明欄の署名押印が同一の筆跡であることを確認する。
37. 指定自動車整備記録簿の目視等による検査及び検査機器による検査の各欄の記載内容又は数値等により確認する。
38. 検査用機器点検表及び検査用機器台帳により、機器の点検等が確実に行われ、正常な状態を維

持していることを確認する。

39. 検査用機器台帳による検査用機器の能力と、指定整備記録簿による入庫車両の諸元を確認する。
40. 当該車両にあった点検基準の記録簿が選択されていることを記録簿綴にて確認する。
41. 指定整備記録簿と保安基準適合証控を見比べて記載事項の内容に整合性があることを確認する。
42. 指定整備記録簿の各項目が確実に記載され、空欄や不適切な記載内容の項目がないことを確認する。
43. 指定整備記録簿の依頼事項欄等に依頼・要望事項が確実に記載されていることを確認する。
44. 指定整備記録簿の各担当者名を記載する欄に確実に担当者が記名等を行い責任ある体制で指定整備を行っていることを確認する。
45. 指定整備記録簿が保安基準適合証の交付番号順に綴られ2年間保管されていることを確認する。
46. 請求書控と指定整備記録簿控を見比べて、交換したのに請求がなかったり、逆に請求があるのに記録簿が点検良であったりなど、整合性がない項目がないかを確認する。
47. 事業場管理責任者が交付業務を行っているか交付簿及び聴取等の方法により確認する。
また、やむを得ない事由により代務者が代務交付を行った件数及び内容等が適切であることを確認する。
48. 適合証綴の記載内容と指定整備記録簿の記載内容を確認し適切であるか、現在交付する適合標章がある場合は、その記載内容が適切であることを確認する。
49. 適合証の交付時の確認書類を聴取し、必要書類に漏れがないことを確認する。
50. 車台番号の石刷り等が不明瞭なときや、同一性について疑義があるときは、現車を確認していることを確認する。
51. 指定整備記録簿等の検査用機器等による検査欄及び目視等による検査欄に空欄又は不適切な数値等の記載がないことを確認する。

52. 点検・整備の概要に不審な点がないか、点検者名・作業者名が自社の従業員であるかなど問題がないことを確認する。
53. 保安基準適合証の交付者が指定整備記録簿の記載内容をマーカー等でチェックし、点検・整備・検査が確実に行われたことを確認する。
54. 保安基準適合証の交付番号順に保管された指定整備記録簿と保安基準適合証綴りを照らし合わせ、整合していることを確認する。
55. 保安基準適合証の自動車検査員の署名欄に検査の年月日と署名押印がされていることを確認する。
56. 対象自動車の範囲内であるか、軸重はテスターの能力を超えていないか等を確認する。
57. 検査の日から15日目(カレンダー2段下の同一曜日)の月日が記載されていることを確認する。
58. 保安基準適合証交付簿が交付の都度記載され、記載内容に不備及び誤記載等がないことを保安基準適合証控と見比べて確認する。
59. 適合証綴と交付簿を見比べ交付しなかった適合標章及び書損等で交付しなかった適合証が正しく処理(朱抹処理など)されていることを確認する。
60. 61. 適合証の自賠責欄が確実に記載され、その適合証の有効期間の月日と自賠責の期間の最終日の月日を比べ、適合証の有効期間が長い場合は、最終検査申請日欄に適合証の有効期間の年と自賠責の最終日の月日を記入してあることを確認する。
62. 盗難などにより不正使用されないため、未使用の保安基準適合証に「指定番号」「交付番号」「指定自動車整備事業者名」等が事前に記載されていることを確認する。
63. 保安基準適合証と指定整備記録簿を見比べ、検査の年月日及び自動車検査員の氏名が同一であることを確認する。
64. 適合証に訂正があった場合、どの項目であっても二重線で抹消し、交付印を押印することで訂正されていることを確認する。
65. 授受出納簿により購入履歴及び保安基準適合証の使用状況を確実に管理していることを確認する。

66. 保安基準適合証交付権限受任者が金庫等施錠できる場所に確実に管理していることを確認する。

また、使用済みの適合証は2年間確実に保管されていることも確認する。

67. 交付印が他の業務に流用されていないか、又、施錠できる金庫等で確実に保管されていることも確認する。

68. 69. 自動車検査用機械器具点検表によりに仕業・定期点検が確実に行われ、また、自動車検査用機械器具点検基準通りの点検が適切に行われていることを確認する。

70. 自動車検査用機械器具点検表が確実に記載され、その記録が一定期間保管されていることを確認する。

71. 自動車検査用機械器具の次回校正年月日が、どの様に明確にされているかを聴取しその方法で行われていることを確認する。

72. 自動車検査用機械器具台帳の綴りに校正結果成績表がファイリング等されており、機器の管理状況が把握できるものとなっていることを確認する。

73. 自動車検査用機械器具を共同使用している場合は、親工場の機器を使用した都度、検査を行った自動車検査員が「検査用機械器具使用簿」に必要事項を記載していることを確認する。

74. 親工場の自動車検査用機械器具管理責任者に変更があった場合、30日以内に運輸支局長に変更届出を行っていることを確認する。

75. 親工場の自動車検査用機械器具管理責任者は1日1回「検査用機械器具使用簿」の確認（署名等）を確実にしているか使用簿をもとに確認する。